

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

—食品安全委員会からの2次答申(平成25年5月)—

厚生労働省では、BSEのリスク低下に鑑み、これまでの対策の内容や、国際的な状況を踏まえ、対策開始から10年が経過したのを機に、平成24年10月に続き、平成25年5月の食品安全委員会の答申に基づく、国内対策の見直しを次のとおり行い、関連規則等について一部改正等されたので紹介する（本件の関係通知等については、6月6日付で地方獣医師会あて紹介済み）。

1 国内措置

と畜場における検査対象月齢を48カ月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できることから、BSE検査の対象月齢を48カ月齢超へ引き上げる（平成25年7月1日から実施）

2 関係通知（厚生労働省ホームページ参照）

(1) 平成25年6月3日付

食安発0603第5号

（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

・厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>

[2r98520000033imc-att/2r98520000033isk.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000033imc-att/2r98520000033isk.pdf)

(2) 平成25年6月3日付

食安基発0603第1号・食安監発0603第2号

（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、同省同部監視安全課長、連名の通知）

・特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインの改正について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>

[2r98520000033imc-att/2r98520000033iyp.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000033imc-att/2r98520000033iyp.pdf)